

鶴田町妊婦健診アクセス支援事業

町では、周産期母子医療センター等で健診を受ける必要がある妊婦に対して、交通費を助成します。

●助成対象者

鶴田町に住所を有し、下記のいずれかに該当する方

- (1) 医学的な理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦
- (2) 医師の判断等、特別な事情があり、住所地から概ね60分以上の移動時間を要する産科医療機関等で受診する必要がある妊婦
- (3) 移動時間が概ね60分以内の分娩を取り扱っていない産科医療機関等に受診している産婦で、妊娠後期（概ね32週頃）等に概ね60分以上の移動を要する分娩施設に切り替えて妊婦健診を受ける妊婦

●助成対象経費および助成金額

・交通費（自家用車、公共交通機関による移動。タクシーは除く）

※助成対象者のうち、(1)(2)は上限14回、(3)は上限7回

※鶴田町妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業の助成額と併せて、上限10万円とする。

●申請に必要な書類

- ・妊婦健診アクセス支援事業助成金申請書（助成対象者(1)の場合、周産期母子医療センターによるB面記載必須）
- ・母子健康手帳の写し（妊婦健診日が記載されている部分）
- ・振込先通帳の写し（対象者名義）

●お問い合わせ先

鶴田町役場 子ども健康課 健康推進係 TEL：0173-22-2111